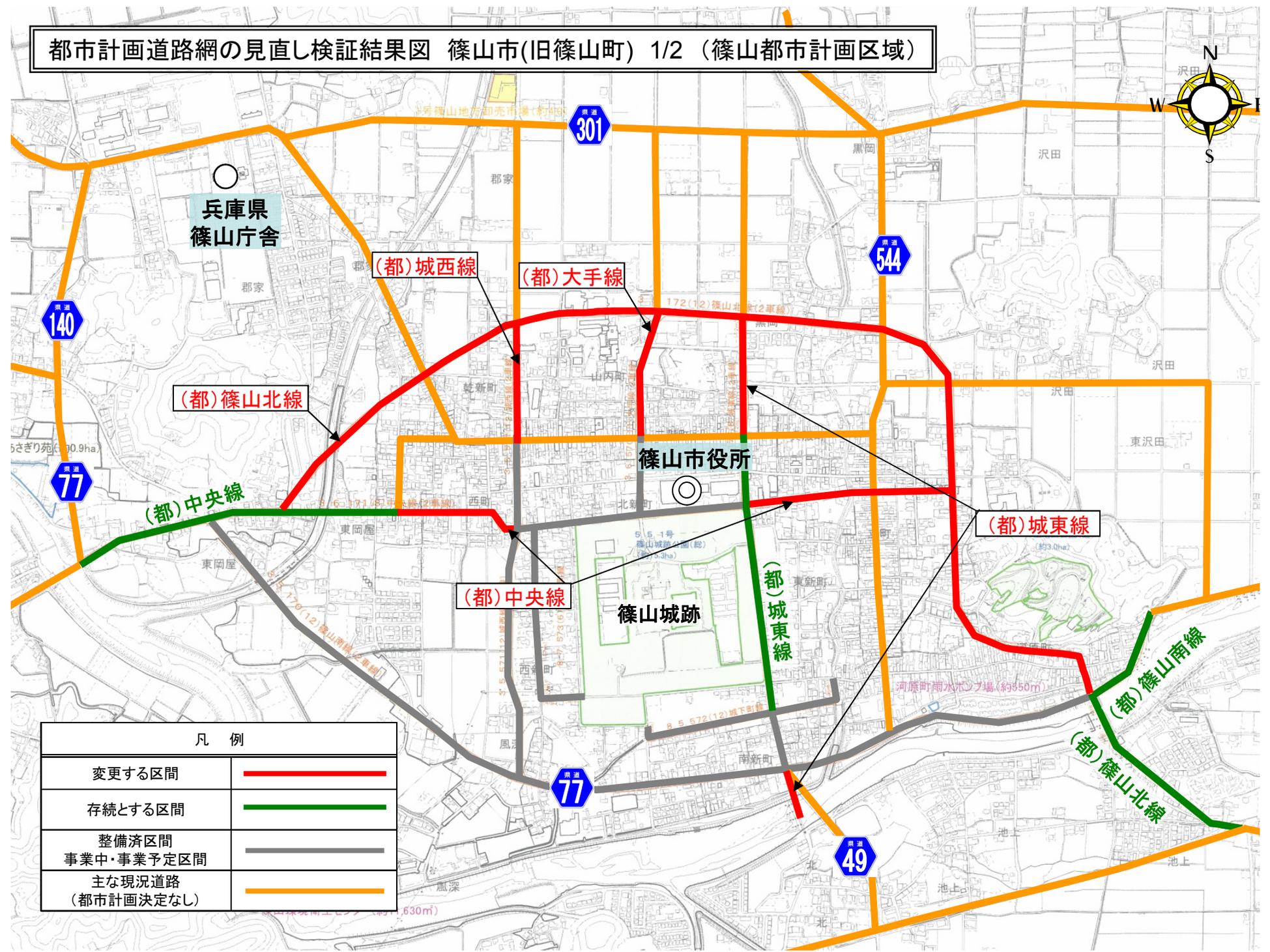


都市計画道路網の見直し検証結果図 篠山市(旧篠山町) 1/2 (篠山都市計画区域)



兵庫県
篠山庁舎

(都)城西線

(都)大手線

(都)篠山北線

(都)中央線

篠山市役所

(都)中央線

篠山城跡

(都)城東線

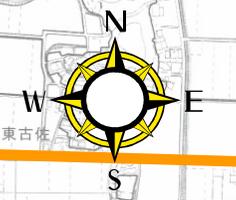
(都)城東線

(都)篠山南線

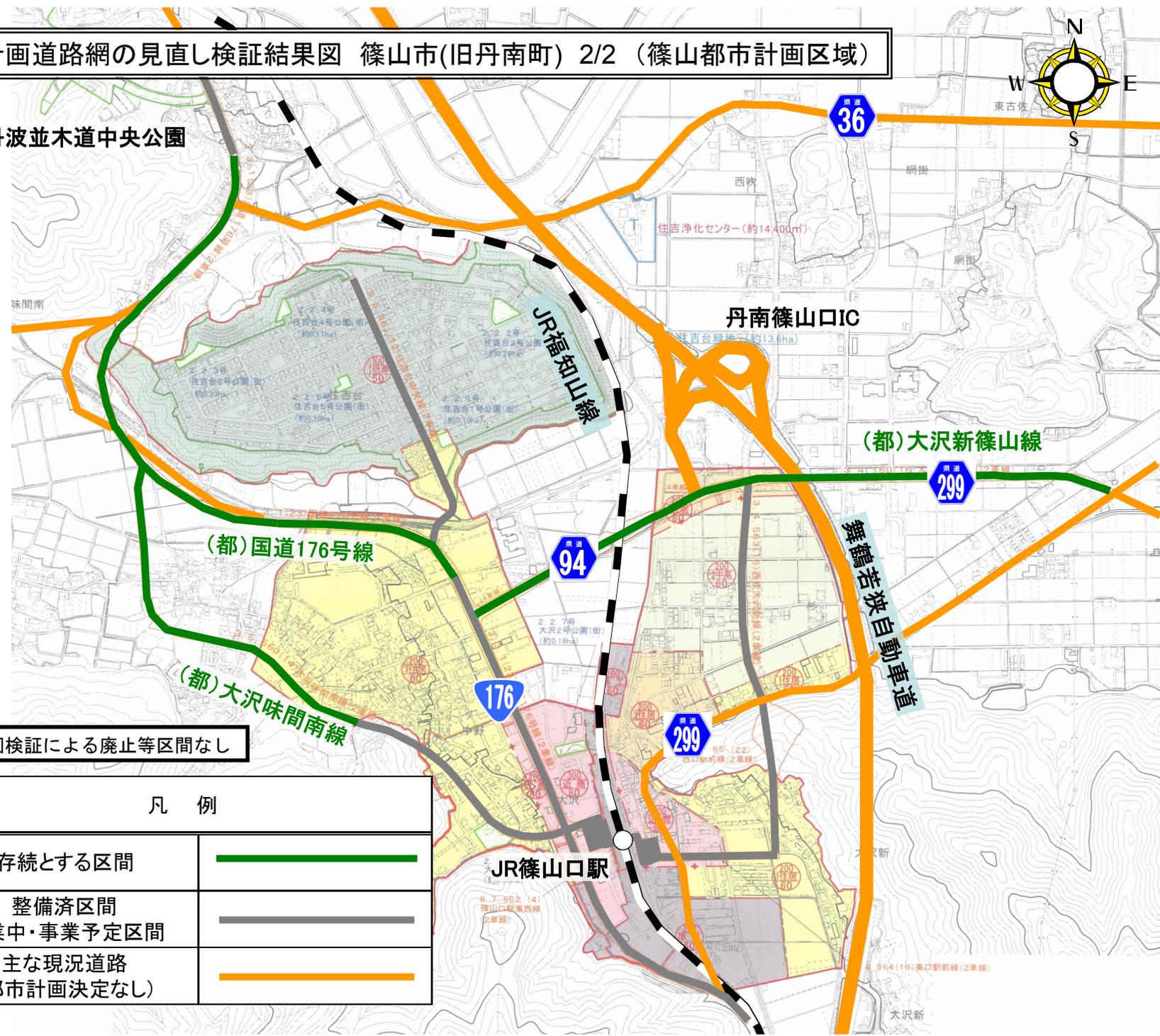
(都)篠山北線

凡 例	
変更する区間	——
存続とする区間	——
整備済区間 事業中・事業予定区間	——
主な現況道路 (都市計画決定なし)	——

都市計画道路網の見直し検証結果図 篠山市(旧丹南町) 2/2 (篠山都市計画区域)



丹波並木道中央公園



凡 例	
存続とする区間	
整備済区間 事業中・事業予定区間	
主な現況道路 (都市計画決定なし)	

変更する都市計画

中央線（延長：約 0.82km、幅員：8 m）

本路線の一部が存する「篠山市城下町地区」が「篠山市景観条例に基づく歴史的景観形成地区」※に指定されたこと、また、並行する道路の整備により、本路線を代替する機能が確保されたため廃止。

篠山北線（延長：約 2.79km、幅員：12m）

本路線の一部が存する「篠山市城下町地区」が「篠山市景観条例に基づく歴史的景観形成地区」※及び「文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区」※に指定されたこと、また、並行する道路の整備により、本路線を代替する機能が確保されたため廃止。

城東線（延長：約 0.41km、幅員：8 m）

現道及び周辺道路の整備により、本路線を代替する機能が確保されたため一部区域を廃止。

城西線（延長：約 0.19km、幅員 12m）

現道により、本路線を代替する機能が確保されたため一部区域を廃止。

大手線（延長：約 0.32km、幅員：11m）

篠山北線の一部区間の廃止に伴い一部区域を廃止。

※歴史的景観形成地区内においては、城下町の景観を守るため、伝統的な商家群や武家屋敷群等の歴史的景観を形成する町並みを維持していくこととされている。

※重要伝統的建造物群保存地区においては、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られることとされている。